

論点に対する回答

分 野	民事訴訟手続のデジタル化
省 庁 名	法務省
<p>論点 1 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合について</p> <p>法制審議会民事訴訟法（IT 化）部会において、裁判所に対する申立て等のうち書面等をもってするものとされているものについて、インターネットを用いてすることができるものとした上で、インターネットを用いてしなければならない場合について議論がなされている。</p> <p>【論点 1 - ①】</p> <p>現在の議論の状況について、ご説明願いたい。また、意見の対立があるとなれば、どのような対立なのか、具体的にご説明願いたい。</p> <p>【回答 1 - ①】</p> <p>法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会において、令和 3 年 2 月に取りまとめた『民事訴訟法（IT 化関係）等の改正に関する中間試案』においては、インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合について、それまでの部会における議論を踏まえ、①やむを得ない理由がない限りインターネットを用いて申立て等を行うこと（書面を用いた申立て等を行うことはできないこと）を原則とする案（【甲案】）、②委任を受けた訴訟代理人があるときはインターネットを用いた申立て等をしなければならないとする案（【乙案】）、③インターネットを用いた申立て等をしなければならない場合を設けない案（【丙案】）を示して、パブリック・コメントの手続を行った。その結果、【甲案】に賛成する意見、【乙案】に賛成する意見もそれぞれあったが、【丙案】に賛成する意見が相当数あった。その他、【甲案】、【乙案】及び【丙案】を段階的に実現する考え方をとる意見もあった。</p> <p>部会においては、実現の方法や実現の時期については考えが異なるものの、全ての当事者がインターネットを用いた申立て等によることを目指すべきであることについては賛成する意見が多く出されている。</p> <p>その上で、デジタル化を推進するために改正法の施行時において【甲案】を導入すべきであるとの意見もあるが、【甲案】をいきなり導入することに</p>	

対しては、実質的に国民の裁判を受ける権利を制約することになり得ることや、行政に関する手続においても全ての利用者がインターネットを用いた申立て等に限定されているものがないことなどを理由として否定的な意見が多数を占めている。

部会においては、【乙案】の考え方をベースにした上で、弁護士等の専門職代理人のほか、国又は地方公共団体の指定代理人についても、インターネットを用いた申立て等によらなければならないとする考え方に比較的多くの支持が集まっている状況にある。また、このような考え方に基本的に賛成しつつ、弁護士等の専門職代理人についても一定の例外を認めるべきであるとの意見も出されている。

さらに、制度上、インターネットを用いた申立て等に限定をすることなく、環境整備によりインターネットを用いた申立て等の利用が増えるようにしていくべきであるとの意見が出されている。

これらの議論の状況等を踏まえ、令和3年10月15日に開催された第18回部会においては、上記【乙案】をベースに、訴訟代理人、国や地方公共団体の指定代理人及びこれらの代理人を委任等している当事者本人については、インターネットを用いた申立て等をしなければならないこととした上で、さらに、「申立て等をインターネットを使用する方法によりすることができる者は、インターネットを使用する方法によりするものとする」といった規律を（最高裁判所規則に）設けるとの提案がされた。同部会においては、甲案を目指すべきとする意見、丙案を支持する意見も出されたが、上記提案におおむね賛成する意見が多かった。

【論点1-②】

デジタル化のメリットを100%享受するには、すべての申立て等がオンラインで行われる案を選択すべきではないか。仮に、デジタルデバイドの問題もあり、今回の改正において、原則としてインターネットを用いてする申立て等によらなければならないとすることはできないとしても、少なくとも訴訟代理人があるときには、インターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととするべきではないか。

また、将来的にインターネットを用いてする申立て等が標準となるよう、取り組んでいくべきであり、こうした観点から、今回の改正において、適時見直しを行う旨の規定を設ける必要があるのではないか。

【回答 1－②】

回答 1－①のとおり、法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会においては、全ての当事者がインターネットを用いた申立て等によることを目指すべきであることについては賛成する意見が多いが、その実現の方法として、今回の法改正において、全ての申立て等がインターネットを用いた申立て等によらなければならないとする案（【甲案】）については、国民の裁判を受ける権利を実質的に制限するおそれがあることを懸念する意見が根強く、この案で合意を形成することは困難な状況にあるものと認識している。

もっとも、部会においては、上記の案を採用しない場合にも、全ての民事訴訟事件において訴訟記録を電子化することが想定されており、例えば、当事者の一方が書面で申立て等をしたとしても、これを電子化した上で記録化することになるため、上記のような事案でも、他方の当事者がデジタル化のメリットを享受できないということにはならないものと考えている。

論点 1－①で回答したとおり、現在部会では、中間試案の【乙案】をベースにした案を中心に議論が進められているが、さらに、御指摘のような問題意識を踏まえ、将来的にインターネットを用いてする申立て等が標準となるようにするための方策として、申立て等をインターネットを使用する方法によりすることができる者は、可能な限り、インターネットを使用する方法によりするものとするを法令上明確にすることも検討されている。

これらの取組みを通じてインターネットを用いた申立て等が標準となるように進めていくことが重要であると考えている。また、施行後の状況を踏まえつつ、適切な時期に必要な見直しをする必要があるものと考えられるが、見直しを行う旨の規定の要否については、今後、検討する予定である。

【論点 1－③】

インターネットを用いてする申立て等を標準とするためには、本人訴訟を行う者へのサポートが重要になると考えられるが、いつまでにどのような取組を行っていくのか。

【回答 1－③】

現時点で、裁判所において導入されるシステム等の具体的内容、IT 化の範囲等の詳細は未確定と承知しているが、法テラスにおいては、将来 IT 化された民事裁判手続の運用が開始された際のサポートとして、当該手続に関する法制度や裁判所のシステム、弁護士会・司法書士会等が設置予定の IT

サポートに関する支援窓口等の情報を提供することやFAQの作成・公開等を行うこと、「法律相談援助」の際に前記法制度等を教示するなどして、法的助言を含めた実質的なサポートを行うこと、「書類作成援助」として電子化される裁判所提出書類の作成援助を行うこと、法テラスの事務所に裁判所のシステムにアクセス可能な機器を設置して利用者に提供すること等について、検討を行っている。サポートの詳細については、IT化の範囲や裁判所において導入されるシステム等の具体的内容、法改正・人員配置・予算措置の見込みなどを踏まえて引き続き検討を行う。

【論点1-④】

インターネットを用いてする申立て等を標準とするためには、本人訴訟を行う者へのサポート以外にも、インターネットを用いてする申立て等の方が事務処理コストが低減されることを踏まえ、書面による場合に比べて手数料を引き下げることが考えられるが、この点についてどうか。

【回答1-④】

事務処理コストの低減や、インターネットを用いてする申立てを促進する観点から、書面による申立てをする場合とインターネットを用いてする申立てをする場合とでは、後者の場合の方を低額の金額とする方向性については、法制審議会民事訴訟法（IT化）部会において異論がないところであり、関係省庁と協議しながら、検討を進めてまいりたい。

論点2 システムの整備について

裁判所のシステムについては、最高裁判所において整備されることとなるが、従来の紙や対面の手続をそのままオンライン化するだけでは不十分であり、国民目線で利用しやすいものとし、かつ、個別の手続だけでなく、一連の手続を通してデジタル化する必要がある。また、裁判時の登記など公開情報などの入手や裁判所以後の手続（行政機関において判決等に関する情報を活用する手続）につなげるための情報連携についても検討すべき。

これらのためには、検討段階から利用者の声を集め、ベンダーやデジタル庁との連携を強化するとともに、運用開始後の継続的な改善・多段階でのリリースについても考えておく必要がある。

法務省においては、司法府における自律的判断を尊重しつつ、こうした観点から取り組むべきではないか。

【回答2】

裁判所においては、利用者が利用しやすく、かつ、効率的な事務の遂行を可能とするシステムの構築を目指して、専門業者の知見を得てデジタル化の全体計画策定や要件定義を進めており、その過程において、開発に関心のあ
るベンダーやデジタル庁との連携も密にしていると承知している。なお、ご
指摘の点のうち、裁判所と他機関との情報連携については、その必要性・有
用性は認められるものの、システム間連携における技術上の問題のほか、個
人情報保護やセキュリティの確保等、解決すべき様々な課題があり、法制審
議会民事訴訟法（IT化関係）部会でもこうした点が指摘されている。

システムの開発は、現時点では詳細が決まっていないところと承知してい
るが、法務省としては、御指摘の点も踏まえた上で、司法府における自律的
判断を尊重しつつ、裁判所において利用者の声を踏まえた利用しやすいシス
テムを構築できるよう、環境の整備等、必要な取組を進めてまいりたい。

論点3 新たな訴訟手続について

法制審議会民事訴訟法（IT化）部会において、審理終結までの期間をあら
かじめ区切る新たな訴訟手続について議論がなされている。

あらかじめ裁判の見通しが立つことは、企業が経済活動を行う上で有益と
考えられ、その導入に向けて前向きに議論していただきたい。

その上で、新たな訴訟手続が実際に活用されるためには、使いやすい制度
でなければならないが、この点についてどうか。

【回答3】

法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会においては、新たな訴訟手続とし
て、民事訴訟を利用する当事者にとっての審理の予測可能性、利便性の向上
を実現する制度として、当事者双方の同意がある場合に、新たな訴訟手続に
よる審理及び裁判をすることとし、その手続の最初の期日から6月以内に審
理を終結し、審理の終結から1月以内に判決の言渡しをする制度が議論され
ている。制度の詳細については部会において引き続き議論がされる予定であ
るが、同部会には企業の立場の委員にも参加していただいております、幅広い御
意見をいただきながら議論を進めてまいりたい。

論点4 スケジュールについて

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）には、「民事訴訟法等の改正を前提としたオンライン申立ての本格実施に関しては、（中略）2025年度中に当事者等による電子提出等の本格的な利用を可能とすることを目指し、一部について先行した運用開始の検討」とあるが、次期通常国会に民事訴訟手続のデジタル化のための改正法案を提出し、遅くとも令和7年度に本格的な運用を開始するとの理解でよいか。

また、円滑なデジタル化のためには、早期（例えば令和5年度）から、試行や先行運用を開始すべきであり、法務省においては、司法府における自律的判断を尊重しつつ、こうした観点から取り組むべきではないか。

【回答4】

法務省としては、令和4年に、民事訴訟手続のデジタル化のための改正法案を提出する予定である。最高裁判所においては、法律の改正内容を踏まえて、最終的なシステムの要件定義を行った上で、システムの開発・構築を行う予定とのことであり、システム開発に伴う不確定要素は存するものの、令和7年度中に、当事者等による電子提出等の本格的な運用を開始することを目指して準備を進めていると承知している。

また、本格的なオンライン提出の部分的な先行実施の趣旨も含め、令和4年の前半に、一部の庁（甲府地裁、大津地裁）での書面の電子提出の運用を開始し、その後、徐々に実施庁を拡大する予定であると承知している。